技能審査・限定解除

<table>
<tr><td>受験資格等</td><td colspan="2">◎　現に運転免許を所持している方が、免許条件（限定）の解除又は変更をする場合
※　秋田県内に住所のある方のみ受験できます。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">（例）○　中 型 免 許（８ｔ限定）の限定解除
○　準中型免許（５ｔ限定）の限定解除
○　普 通 免 許（ＡＴ限定）の限定解除　など</td></tr>
<tr><td>場　　所</td><td colspan="2">秋田市新屋寿町５番１号　秋田県警察運転免許センター（〒010-1606）</td></tr>
<tr><td>受 付 時 間</td><td colspan="2">月曜日～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。）
（指定自動車教習所を卒業した方）　午後１時～午後１時50分
（免許センターで直接受験の方）予約日の午後１時～午後１時30分</td></tr>
<tr><td>必要書類等</td><td>◎　指定自動車教習所卒業の方</td><td>◎　免許センターで直接受験の方</td></tr>
<tr><td></td><td>○　限定解除審査申請書
（免許センターにあります。）
○　技能審査合格証明書
○　運転免許証等（マイナ免許証をお持ちの方は、マイナ免許証も必要です。）
※　写真は不要です。</td><td>○　限定解除審査申請書
（免許センターにあります。）
○　運転免許証等（マイナ免許証をお持ちの方は、マイナ免許証も必要です。）
※　写真は不要です。</td></tr>
<tr><td>審査手数料</td><td>１，３５０円</td><td>１，３５０円</td></tr>
<tr><td>車両使用料</td><td></td><td>１，７５０円</td></tr>
<tr><td>計</td><td>１，３５０円</td><td>３，１００円</td></tr>
<tr><td>注 意 事 項</td><td colspan="2">○　指定自動車教習所発行の技能審査合格証明書の有効期限は、修了検定に合格した日から１年間となりますので、早めに手続をしてください。
○　運転免許センターで直接技能審査を受験する方は、予約制になっていますので、事前の予約が必要です。
※　予約受付　月～金曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。）
午前８時30分～午後４時
電話（018－862－7570）又は免許センター試験窓口で予約をしてください。
○　外国籍の方は、住民票の提出が必要となります。（国籍のほか、住基法第30条の45に規定する区分（中長期滞在者等）、在留資格、在留期間等が記載されているもので６か月以内に交付を受けたもの。）
※　「マイナ免許証」をお持ちの方は、「マイナ免許証」を提示することにより、住民票の提出が省略となります。</td></tr>
</table>

※　降雪などの影響により、技能審査の開始が遅れたり、中止になることがあります。

お問合せは　　０１８－８６２－７５７０　運転免許センター試験係まで